

船場区自治会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、船場区内の各種団体との協力・連携のもとに、会員相互のふれあいを深め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防犯・防災などに努めるとともに、行政との協議・協力を進めつつ、住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、船場区自治会と称する。

(区 域)

第3条 本会の区域は、東海村大字船場の全域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、船場区自治会集会所（船場字稻荷山 800-6）内に置く。

(事 業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 会員相互の融和・交流に関すること。
- (2) 地域のまちづくりに関すること。
- (3) 地域の各種団体及び行政との連絡調整に関すること。
- (4) 環境整備に関すること。
- (5) 防犯・防災に関すること。
- (6) 青少年の健全育成に関すること。
- (7) 所有する資産及び施設の管理運営に関すること。
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(会 員)

第6条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

- 2 船場区内に事業所をもって事業を行うものは、賛助会員になることができる。但し、賛助会員は、活動には参加できるが総会での議決権は持てない。

(入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、常会を新設するか既存の常会に加入し、「自治会 入・退会・変更届け」により会長に届け出るものとする。

- 2 本会は、前項の届け出があった場合には、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(常会の責務)

第8条 各常会は第1条の目的を達成するために活動する。

(常会の設置基準)

第9条 常会の構成は、5戸以上の戸数をもって組織する。

(分常会の措置)

第 10 条 分常会する場合は、既存の常会内の同意を得、かつ 5 戸以上の戸数をもって組織するよう措置しなければならない。

(退 会)

第 11 条 本会の退会は、第 3 条に定める区域に居住しなくなったとき、または本人より会長に「自治会入・退会・変更届け」をもって届けるものとする。

2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第 2 章 組 織

(役員構成)

第 12 条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1)会長 | 1 名 |
| (2)副会長 | 1 名 |
| (3)集会所管理者 | 1 名 |
| (4)書記 | 1 名 |
| (5)会計 | 1 名 |
| (6)常会長幹事 | 若干名 |
| (7)監事 | 2 名 |
| (8)各専門委員長 | 若干名 |

(役員を選出)

第 13 条 会長、副会長及び集会所管理者については、審議委員及び役員で構成する推薦委員会で選考し、総会において承認を得る。

- 2 会計及び書記については、会員の中から会長が委嘱する。会長及び副会長が兼務することもできる。
- 3 常会長幹事は、常会長の中から選出し、会長が委嘱する。
- 4 監事は、審議委員の中から選出し、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第 14 条 会長、副会長、集会所管理者、書記、会計及び専門委員長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。常会長幹事の任期は 1 年とする。

2 役員任期中に欠員が生じ、補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第 15 条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表して会の業務を総括するとともに、行政との円滑な連絡調整を図る。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 集会所管理者は、集会所の管理・運営に当たる。
- (4) 書記は、会長の命を受けて庶務を担当する。
- (5) 会計は、会長の命を受けて会計事務を担当する。
- (6) 常会長幹事は、常会長会を代表して役員会との連携を図る。
- (7) 監事は、会計監査を担当する。

(8) 各専門委員長は、それぞれの委員会を代表して業務を総括し、役員会との連携を図る。

(審議委員会)

第 16 条 会長の諮問機関として審議委員会を置く。

2 審議委員は学識経験者及び常会長の中からそれぞれ若干名を会長が委嘱する。

3 委員会は会長より諮問された事項について審議する。

4 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

(常会長会)

第 17 条 本会に常会長会を置く。

2 常会長は常会を統括し、常会を代表して自治会運営に参画する。

3 常会長の任期は 1 年とする。

(専門委員会)

第 18 条 本会に専門委員会を置く。

2 専門委員は、各種団体等から若干名を会長が委嘱する。

3 各専門委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を選出する。

(専門委員の職務)

第 19 条 専門委員は所属する委員会の活動内容を調査・研究し、事業推進に当たる。

(専門委員の任期)

第 20 条 任期は 2 年とする。但し再任は妨げない。

2 任期中に欠員が生じ補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員長の職務)

第 21 条 委員長は、それぞれの専門委員会の代表として会を運営し、役員となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

第 3 章 会 議

(会議の種別)

第 22 条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、常会長会及び専門委員会とする。

(総会の種別)

第 23 条 総会は本会の最高決議機関であり、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の議決事項)

第 24 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第 25 条 通常総会は年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 全会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集及び事前通知)

第 26 条 総会は会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会

の日の20日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長及び議事録署名人)

第27条 総会の議長及び議事録署名人(2人)は、出席者の互選による。

(総会の定足数)

第28条 総会は、運営委員及び代議員の、過半数以上の出席がなければ開会することができない。ただし、やむを得ない事情で出席出来ない者は、委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。

(代議員の選出)

第29条 代議員は、各常会より5世帯以上につき1名を選出する。

(総会の議決)

第30条 総会における議事は、出席した会員の過半数の賛成をもって決し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

(総会の委任表決)

第31条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 総会の定足数と出席者数(含む、委任状数)及び総会の成立

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議長及び議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(役員会)

第33条 役員会は本会の執行機関であり、第12条の役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(運営委員会)

第34条 運営委員会は、審議委員、常会長、専門委員、各種団体代表、公的役職者及び役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(運営委員会の職務)

第35条 運営委員会は、本会の運営に関する全ての事項を協議する。

(審議委員会)

第36条 審議委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(常会長会議)

第37条 常会長会議は、行政及び自治会の連絡、情報交換の会議であり、必要に応じて会長が招集する。

(専門委員会)

第38条 専門委員会は、必要に応じて会長が招集する。

第4章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産 (2) 会費 (3) 補助金 (4) 寄付金 (5) 賛助会費 (6) その他
収入

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第41条 本会の資産で第39条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、または、担保に供する場合には、総会において出席者の4分の3以上の議決を要する。

(会 費)

第42条 自治会加入者は、会費負担の義務を負う。

- 2 会費は、1世帯当たり年間 1,300 円とする。
- 3 会費は、常会長が徴収し会計に納入する。
- 4 賛助会費は別途定める。

(支 出)

第43条 支出は、総会で議決された予算書に基づき、本会の目的に添って行なう。

- 2 自治会の運営に付随する支出は、別途定める「船場区自治会規約細則」により行なう。

(会計年度)

第44条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第45条 会計監査は、当該年度の会計を監査し、その結果を総会にて報告する。

(事業計画及び予算)

第46条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度前に総会の議決を得て定めなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。

第5章 規約等の改廃及び解散

(規約の改廃及び告示事項の変更届出)

第48条 規約の改廃は、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得て議決し、かつ東海村長の認可を得て成立する。

第49条 以下の告示事項に変更が生じた場合は、所定の様式にて証拠書類等を添えて、東海村長へ速やかに届け出ること。

- (1) 代表者(自治会長)が変わったとき。
- (2) 主たる事務所の位置が変わったとき。

(規定等の制定)

第 50 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の承認を経て別に定めることができる。

(解 散)

第 51 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散することができる。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 52 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 6 章 雑 則

(会員名簿及び帳簿等の備え置き)

第 53 条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等、資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

付則

1. 通常総会開催日は、毎年度 3 月最終日曜日とする。
2. 本会の運営委員は、東海十二景稲荷社杉風周辺整備委員会の委員を兼務する。
東海十二景稲荷社杉風周辺整備委員会規約は別に定める。
3. 平成 16 年度、前制度において選出された役員は自治会制度移行に伴い残任期間とする。
4. この規約は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
5. 船場区内実行規約は、この規約の施行に伴い廃止する。
6. 平成 19 年 4 月 1 日 第 38 条 4 項一部改正施行
7. 平成 25 年 4 月 1 日 第 6 条、他全てで使用する「組」及び「組長」の名称をそれぞれ「常会」及び「常会長」に改正する。
8. 平成 29 年 4 月 1 日 「認可地縁団体」の申請の為、以下の条項を改正、追加する。
改正内容の詳細は、別紙の「規約改正新旧比較表」による。

(追加条項)

第 3 条、第 7 条 2、第 11 条 2、第 26 条 2、第 31 条、第 32 条、
第 39 条(1)、第 40 条、第 41 条、第 46 条、第 47 条、第 49 条

(改正条項)

- 第 6 条、第 15 条(3)、第 25 条 2、第 27 条、第 48 条、第 51 条
9. 平成 29 年 7 月 15 日 「認可地縁団体」の申請の為、各条項及び条文の改正を行なう。
改正内容の詳細は、別紙の「規約改正新旧比較表」による。
10. 平成 30 年 3 月 25 日 第 4 条 自治会集会所新築により事務所所在地を変更(会長宅→集会所)